

個別事案 9

補助金名称	大津市企業立地促進助成金（特別区域企業立地促進助成金）					
担当部局／担当課	産業観光部 産業政策課					
要綱等	大津市企業立地促進条例、同施行規則、同交付要領					
支出先	松定プレシジョン株式会社					
補助金の経緯・目的	大津市の企業立地を促進するために、滋賀県経済振興特別区域計画の認定を受けた「びわ湖南部エリア新産業創出特別区域」内に工場等を新設する特区事業者に対し投下固定資産額の一部を補助する。					
始期／終期	始期 平成 21 年度 終期 平成 25 年度					
補助金額 (単位千円)	投下固定資産額の 10% (限度額 350,000 千円)				国・県からの補助金 (平成 21 年度)	
	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算	平成 21 年度決算	平成 22 年度予算	国庫補助金	県補助金
	0	0	30,000	30,000	なし	なし

（問題の所在）

- ・補助金の効果の把握分析

1. 補助金の概要

大津市企業立地促進条例（以下「促進条例」という。）に基づく補助金制度で、県の経済振興特区内（びわ湖南部エリア新産業創出特別区域）に新設する工場等建物や設備への投下固定資産額の 10%（限度額 350,000 千円限度）を補助する。市は、補助金総額 150,000 千円を 5 年間の分割交付としている。平成 21 年度から平成 25 年度まで、毎年 30,000 千円を債務負担行為にて支出している。

当該補助金は促進条例に定めるいくつかの助成金の中で「特別区域企業立地促進助成金」とされるもので、大津市企業立地促進条例、同施行規則及び同交付要領に申請手続きや添付書類なども記載されている。制度の流れは補助金申請者（企業）がまず、特区事業参画申し出の申請を大津市へ行い、大津市が県へ事業計画の認定変更申請を行い、その後県が審査・認定を行う事となっている。県は大津市との意見聴取や実地検査を行い、補助金の交付決定を行う。

要約すると、当該補助金制度は県の「滋賀県経済振興特別区域企業立地促進助成金」制度と一体となっており、県が実質的な審査並びに補助金の交付決定を行い、大津市はその決定を基にした形式的審査並びに補助金交付決定の事務を担っている。ただし、補助金の交付申請、実績報告、並びに交付請求は企業から県と大津市へ別々に行われている。

2. 補助金の算出根拠

補助金の交付基準は以下のとおりである。

(大津市の補助金交付基準)

投下固定資産額（土地取得費用を除く）の10%以内

限度額 350,000 千円 5年以内で分割交付

(滋賀県の補助金交付基準)

次のいずれか低い金額

投下固定資産額（土地取得費用を除く）の10%以内

30,000 千円×県内常用雇用人数

限度額 3,000,000 千円 5年以内で分割交付

補助金額の内訳は以下のとおりである。

大津市補助金 150,000 千円（5年分割）

滋賀県からも 150,000 千円（5年分割）の補助金交付が行われた。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 効果の把握

県の経済特区事業は平成21年度で終了した結果、市内における県の経済振興特区認定を受けた松定プレシジョン㈱1社のみに対する補助金であり、補助金額の大きさから、市内の雇用促進、固定資産税や法人市民税等の税収など、当企業がもたらす経済効果への期待は大きいと伺える。しかしながら、大津市企業立地促進条例には第1条の目的に「この条例は、本市における企業立地を促進するため、事業者に対し必要な助成措置を講じ、もって地域経済の活性化を図るとともに、市民生活の向上に資することを目的とする。」とされているだけで、何をもって地域経済の活性化を言うのか、市民生活の向上が雇用促進を意味するのかは、記載されていない。また、大津市企業立地促進条例施行規則や大津市企業立地促進助成金交付要領にも、事務手続的な内容が記載されているだけである。

市は補助金申請書や実績報告書において要領に基づく書類（投下固定資産の明細、地元常用雇用者の名簿5名、固定資産税額証明書等）の確認を適正に行っている。担当課によれば、平成22年度以降4年間の補助金分割交付の際に、補助金交付申請者から毎年、提出される大津市企業立地促進助成金交付申請書には新規雇用人数が記載され、大津市への納税証明書の添付もあるので、年1回ではあるが、雇用者数や納税額は把握できるとのことである。

市は、平成22年度から平成25年度まで、債務負担行為として毎年30,000千円づつ合計120,000千円の補助金を交付するに際して、補助事業者から形式的な書類の提出だけを求めるのではなく、大津市補助金等交付規則第15条（補助金額の確定）に基づき、決算報告書や経営計画書などの提出も求め、必要に応じて工場の現地調査により、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査することとされたい。

県の経済特区事業が平成21年度で終了した関係で、当該補助金は1社のみの適用で終了したが、市は150,000千円もの多額の補助金を交付したことの効果を市民から継続的な税収や雇用促進等の形で、大いに求められていることを忘れてはならない。

このような企業立地促進や雇用促進などの一般企業向けの補助金は、市内における補助対象事業者となる企業の経済効果を測定できるシステムを確立し、特定企業の情報公開にも配慮した上で、「正しい税金の使われ方」の観点から、地域住民はもとより、市民へ測定結果を公表されたい。

個別事案 10

補助金名称	財団法人大津市勤労者互助会育成事業運営補助金					
担当部局／担当課	産業観光部 産業政策課					
要綱等	なし					
支出先	財団法人大津市勤労者互助会					
補助金の経緯・目的	中小企業に勤務する勤労者及び事業主の福祉の向上及び地域社会の振興、発展に寄与するために設立された(財)大津市勤労者互助会に対して管理運営費を支援する。					
始期／終期	始期 昭和 52 年度 終期 設定なし					
補助金額／算出根拠／負担額(単位千円)	管理運営費として、人件費全額と事業費の一部 (平成 21 年度決算)					うち、他団体負担額 (平成 21 年度決算)
	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算	平成 21 年度決算	平成 22 年度予算	国庫補助金	県補助金
	21,788	22,495	22,994	20,001	5,400	なし

(問題の所在)

- ・実績報告の確認方法

1. 補助金の概要

財団法人大津市勤労者互助会（以下「互助会」という。）は大津市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主のための勤労福祉事業を行うとともに、共済金給付事業（祝金、見舞金、弔慰金、退会餞別金の支給）や福利厚生事業（文化、体育、厚生の各事業）を実施している。

互助会の主な収入は年間約 35,000 千円の会費収入で、会員（各事業所の社員）数は平成 22 年 3 月現在で 5,873 人（事業所数は 905）となっている。会費は会員 1 人当たり月額 500 円で、各事業所が会員数に応じて互助会へ支払うことになっているが、社員負担分と事業主負担分は各事業所により異なり、企業側の事業主も福利厚生目的で、一部を負担している。また、事業収入としても、年間約 16,000 千円あり、文化事業、体育事業並びに厚生事業等会員の福利厚生サービスとして、美術館をはじめとした入場券、コンサートチケット、遊園施設の入場券などを安価な金額で、会員に斡旋している。

当該補助金は互助会の健全運営のため、運営費を支援する形で人件費の全額と定額事業費を補助している。国からの補助もあり内訳は国が 5,400 千円、市が 17,594 千円の計 22,994 千円となっており、補助金内訳は以下のとおりで、定額事業補助金 1,250 千円以外は人件費への全額補助である。

さらに、定額事業費の補助金 1,250 千円は、本来の事業費補助ではなく、市と互助会の協議により、市の出捐金 75,000 千円の利息相当額、1,250 千円（75,000 千円 × 1.66%（固定金利）= 1,245 千円 → 1,250 千円）を市が負担することになっているものである。この協議は平成 15 年 4 月 3 日に大津市と互助会との間で行われたものであり、平成 4 年から 3 年間、市が拠出することになっていた出損金 150,000 千円に対して、財政難により 75,000 千円しか拠出されなかつたことから、残額に見合う利息相当分として毎年市が支払うことで合意されたものである。

2. 補助金の内訳

正規職員4名と嘱託職員1名に対する人件費に対しては全額補助金対象である。

(単位：千円)

科目	平成21年度 決算額	内 容
給料・報酬	12,808	正規職員、嘱託職員の基本給
諸手当	5,384	正規職員、嘱託職員の通勤、住居、期末、時間外手当
社会保険料	2,460	社会保険料、労働保険料
福利厚生費	82	互助会、健康診断
退職掛金	960	中小企業退職金共済掛金
退職慰労金	50	
人件費合計	21,744	
事業費補助金	1,250	
補助金合計	22,994	

平成19年度決算 21,788千円 平成20年度決算 22,495千円

平成22年度予算 20,001千円

3. 互助会の決算額

互助会の決算額は以下のとおりである。

収支計算書

(単位：千円)

科 目		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
収入の部	補助金収入	22,079	26%	22,495	28%	22,994	29%
	会費収入	36,919	42%	36,867	46%	35,231	45%
	事業収入	17,815	21%	16,842	21%	16,826	21%
	共済金掛金収入	1,690	2%	1,800	3%	1,600	2%
	その他収入	7,680	9%	1,729	2%	2,306	3%
	合 計	86,183	100%	79,733	100%	78,957	100%
支出の部	給付事業費	20,406	23%	25,118	30%	22,679	28%
	福利厚生事業費	33,499	39%	26,086	32%	26,595	33%
	人件費	20,538	24%	21,234	26%	21,744	27%
	労働施策普及推進事業費	0		0		722	1%
	一般管理運営費	9,211	11%	8,993	11%	8,686	11%
	その他支出	3,059	3%	1,037	1%	17	
合 計		86,713	100%	82,468	100%	80,443	100%
当期収支差額		△530		△2,735		△1,486	

平成19年度の補助金収入額 22,079 千円と市の補助金交付額 21,788 千円の差額 291 千円は時間外手当の精算を平成20年4月から5月に行った結果であり、互助会は平成20年度決算において返還金支出として処理し、市へ返還している。

平成19年度のその他収入のうち、6,067 千円は記念事業積立預金取崩収入である。

平成19年度のその他支出は、記念事業積立預金支出 1,001 千円と共済給付事業積立預金支出 2,058 千円である。

貸借対照表

(単位：千円)

科 目		平成19年度	平成20年度	平成21年度
資産の部	流動資産	9,565	7,724	5,944
	基本財産	89,660	89,660	89,660
	共済給付事業積立預金	21,297	22,330	22,346
	その他固定資産	2,019	3,356	3,267
	資産合計	122,541	123,070	121,217
負債合計		1,495	2,389	2,095
正味財産合計		121,046	120,681	119,112

4. 監査結果

記載すべき事項はない。

5. 意見

(1) 実績報告書の精査

平成18年度までは、市の職員を派遣していたが、現在は運営費における人件費補助の形をとっており、事務局長は市のOB職員で、他の職員は市とは関係のないプロバー職員である

交付額の決定は、人件費実績一覧表の金額に基づいているが、担当課としては、賃金台帳や帳簿の確認は行っておらず、出勤簿の確認のみであった。

タイムカードはないものの、残業手当や社会保険の負担もあるので、人件費の全額補助並びに限度額もないという重要性を考慮すれば、人件費実績一覧表の確認のみならず、賃金台帳などの現物書類の確認をされたい。

(2) 人件費への運営補助金

財団法人として独立した団体の人件費全額を毎年、補助することの重要性を考えた場合、職員がどのような仕事を行い、どの程度公益に貢献したかは非常に気になるところである。補助金の実績報告書においては、人件費実績一覧表が添付されているが、一般企業におけるような職務評価や期末手当（賞与）の査定などの資料は添付されていない。

今後も互助会の運営上、100%の人件費補助を継続するのであれば、事業年度毎に互助会側で職員の職務評価並びに期末手当（賞与）査定を行い、その資料を実績報告書に添付し、市側でそれを審査すべきである。年間20,000千円以上の補助金の原資が市民の税金で、それが公

務員以外の者の給与に充てられる事を重要視し、職務評価等を審査する仕組みを検討されたい。

(3) 定額の事業補助金

毎年交付されている事業費補助金 1,250 千円は、名目上は事業費補助となっているが、実態は拠出不足額の補填であり、事業費への補助ではない。

市と互助会との協議文書「管理運営費補助について」が、この事業費補助金を交付する根拠となっていると考える。

補助金額の算定根拠は $75,000 \text{ 千円} \times 1.66\% = 1,245 \text{ 千円} \rightarrow 1,250 \text{ 千円}$ となっているが、協議文書には、「固定金利 1.66% の利息相当分を毎年支出する」との文面はあるものの、1,250 千円の金額表示はない。

さらに担当課によれば、75,000 千円（出捐金の棚上げ額） \div 1,250 千円（毎年の補助金）= 60 年間の約束事として引継ぎ事項と捉え、補助金交付を継続しているとのことである。

以上のことから、この定額事業費補助金の時代背景や経緯は理解できるものの、全般的指摘事項「補助金目的の明確化」にも記載したように、補助金交付の絶対要件である「公益上の必要性」に乏しいと判断する。従って、早急にこの事業費補助金を取りやめるか若しくは実態に即した管理運営費補助金を検討すべきである。

(4) 補助金の必要性と見直し

担当課によれば、互助会は財政的に厳しく、補助金による人件費負担がなくなれば、直ちに運営維持が困難であるとのことだが、当互助会には約 89,660 千円の基本財産があり、内訳は定期預金 40,000 千円、普通預金 19 千円と国債 49,641 千円であり、他の積立預金が 24,848 千円となっている。互助会の継続運営を考慮した場合、確かに収支計算書による当期収支差額は 3 期連続のマイナスとなっているが、貸借対照表の正味財産合計は 1 億円以上である点も見逃せない。

また、平成 22 年 3 月の（新）大津市行政改革プランには以下のような方針が示されている。

- (a) 平成 21 年度で終了する国庫補助金の影響により、本市からの補助金は全て一般財源からの支出となるので、補助金のあり方について見直します。
- (b) 中小企業で働く勤労者の福祉向上を図る為の中心的役割を担っている互助会を支援していく必要があることから、会員の拡大と事業運営の見直し等、本市が積極的に関わり検討していきます。
- (c) 安定的運営のため、会員確保、事務局体制見直し、会員ニーズに合った事業の実施に伴い収益に結びつく新しい事業の積極的な取組に対して支援を行います。

担当課によれば、市が中小企業で働く勤労者の福祉向上が重要であると考える限り、互助会が行う勤労福祉事業を支援継続する必要はあるが、平成 22 年度より、国庫補助金 5,400 千円が全額カットされることから、市単独で約 20,000 千円の支出となり、今まで以上に市の負担が増えるので、互助会には自主財源の確保を促しているとのことである。

しかし、当互助会の主な活動は、互助会に入っている事業所（中小企業）の社員の福利厚生が目的で、コンサート、野球観戦、美術館などの斡旋や、結婚祝い金などの共済給付であり、そもそもそれ自体に「公益上の必要性」があるかどうか、また、互助会への加入率 8.5%（担当課調べ）程度で「補助金の公平性」が保たれているのか、検討の余地はある。

(新) 大津市行政改革プランにも財政的なことから見直しが掲げられていることや大津市が出捐金（出資金）額 79,660 千円を出している経緯も踏まえ、一度補助金の見直しを行い、何に対する補助がふさわしいかの視点で補助金の交付要綱を作成されたい。

個別事案 1.1

社団法人びわ湖大津観光協会への補助金

1. 社団法人びわ湖大津観光協会の概要

社団法人びわ湖大津観光協会（以下「協会」という。）は大津市の観光資源の開発、観光施設の整備、観光客の誘致促進を図り、観光事業の健全な発展と地域経済の活性化及び文化の振興並びに国際親善に寄与することを目的として平成2年12月に設立された。

会員数は地域観光協会9団体を含む、旅館・ホテル、交通、物産などの企業で、一般会員175会員（平成21年度）と名誉会員の大津市である。

観光協会の事業は、観光キャンペーン事業、観光季刊誌作成、イメージポスター作製、メディア広報PR事業、パンフレットなどの観光宣伝物作製、祭りや花火のイベント事業、観光振興事業などである。また市からの委託事業として三つの観光案内所（JR大津駅、JR石山駅、JR堅田駅前）の運営や旅行商品の開発等を行っている「滋賀県ふるさと雇用再生特別推進事業」も行っている。

2. 事務局員及び役員

事務局員は事務局長（専務理事を兼務）、事務局次長、事務局員4名（嘱託2名・臨時2名）の6名と市からの派遣職員3名の計9名である。

担当課によれば、平成21年度に協議された「神戸市外郭団体への補助金返還請求訴訟に係る判決を踏まえた今後の対応について《公益的法人等に派遣する職員の給与の補助金等の支出》」を踏まえ、市と協会との間で派遣職員に関する協定書（平成17年締結、平成21年改定）により、平成22年度から派遣職員の給与は市が直接支給しているが、平成23年度には1人、平成24年度には2人の職員を引き上げ、派遣そのものを取りやめる方向で調整を行っているとのことである。

役員は市内の交通関係企業、旅館・ホテル、地域観光協会などの代表で構成されており、専務理事（事務局長）以外は無報酬である。

3. 観光振興課における補助金

観光振興課における補助金は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目／年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	参照
協会への補助金	117,916	119,365	115,440	資料2
協会以外への補助金	19,680	19,195	22,231	資料3
地域観光振興事業補助金	13,127	12,233	12,359	資料4
文化観光振興等助成補助金	556	71	237	資料5
合計	151,279	150,864	150,267	

このうち補助金交付先団体の運営補助金は（社）びわ湖大津観光協会運営事業補助金46,221千円と②志賀観光協会運営事業補助金5,017千円の二つであり、いずれも人件費に対しては100%の補助である。

観光振興課における補助金一覧

資料 2

(社)びわ湖大津観光協会への補助金

(単位:千円)

No	補助金名称	年度	補助金額	事業内容	交付先		
1	びわ湖大津観光協会運営事業補助金	H21	46,221	円滑な観光事業の運営を進め、国際文化観光都市大津の観光振興をより推進することを目的とする協会への人件費等補助	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	47,293				
		H19	46,427				
2	観光宣伝物作製事業補助金	H21	1,729	観光PRの為のパンフレット、観光写真ポジ作成等	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	1,732				
		H19	1,732				
3	大都市観光キャンペーン事業補助金	H21	1,000	大阪方面秋の観光キャンペーン・名古屋方面報道関係等プレスPR・大都市を対象に観光シーズンに合わせた街頭宣伝	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	1,100				
		H19	1,100				
4	観光情報発信パワーアップ事業補助金	H21	16,661	ポスター・パンフレット作成・雑誌記事掲載 JR京都駅での電照看板広告の掲示	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	16,661				
		H19	16,661				
5	びわ湖大津夏まつり事業補助金	H21	6,300	観光客誘致を図る目的とし、国際文化観光都市大津の夏の一大イベント	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	10,500				
		H19	10,500				
6	びわ湖大花火大会事業補助金	H21	18,000	関西屈指の花火大会として、浜大津を中心に約10000発の花火を打ち上げるイベントであり、市内外の観光客の誘致をもって観光振興を図る	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	18,000				
		H19	18,000				
7	ライトアップ事業補助金	H21	6,840	春のライトアップ(三井寺・琵琶湖疏水) 夏のライトアップ(瀬田唐橋) 秋のライトアップ(日吉大社・旧竹林院・石山寺等)	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	6,340				
		H19	5,840				
8	秋の観光イベント協賛事業補助金	H21	2,480	大津祭・芭蕉をたずねて俳句コンクール 紅葉の坂本石積みの里めぐり事業(坂本観光協会主催)	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	2,540				
		H19	2,480				
9	国際観光推進事業補助金	H21	1,650	外客に対する観光都市大津のPRをする為の外国語(ドイツ語)版の観光パンフレットの新規製作等	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	705				
		H19	705				
10	びわ湖大津観光大使事業補助金 (キャンペーンスタッフ)	H21	528	36事業、延べ55人の各種行事に出動、「びわ湖大津」の観光宣伝や市民観光の一役を担う大使活動への補助	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	584				
		H19	584				
11	びわこ花噴水特別運転事業補助金	H21	5,024	特別運転経費(国際文化観光都市大津をPRする事業開催時)	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	4,903				
		H19	4,955				
12	夏の観光イベント事業補助金	H21	273	大津三大祭のひとつである船幸祭をはじめ、びわ湖大津の夏の観光イベントを紹介し夏のシーズンに広くの観光客の誘致を図る事業	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	273				
		H19	328				
13	びわ湖開き事業補助金	H21	464	湖国滋賀に春の到来を告げ、びわ湖に訪れる観光客の安全を祈願すると共に、水の恵に感謝し、びわ湖の環境保全を呼びかける	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	464				
		H19	464				
14	大津志賀観光振興推進事業補助金	H21	6,100	定期観光バス、誘客促進対策事業、宣伝広告事業、受入歓迎対策事業	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	6,100				
		H19	6,100				
15	観光客受入対策事業補助金	H21	1,370	着地型観光マップの作成	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	1,370				
		H19	1,240				
16	物産振興推進事業補助金	H21	800	パンフレット作成及び物産品及び観光土産品の宣伝と販売拡張	(社)びわ湖大津観光協会		
		H20	800				
		H19	800				
合 計		H21	115,440				
		H20	119,365				
		H19	117,916				

観光振興課における補助金一覧

資料 3

(社)びわ湖大津観光協会以外への補助金

(単位:千円)

No	補助金名称	年度	補助金額	事業内容	交付先		
1	湖信会50周年記念事業補助金	H21	500	湖信会の結成50年を記念し、大津市内に所在する歴史ある社寺を紹介する	湖信会		
		H20	0				
		H19	0				
2	大津祭事業補助金	H21	8,430	古都文化観光都市にふさわしく湖都大津を彩り観光事業の振興に寄与することを目的とする	大津祭曳山連盟		
		H20	8,430				
		H19	8,430				
3	日吉大社山王祭事業補助金	H21	3,000	湖国三大祭のひとつである日吉山王祭の伝統神事を後世に伝え、全国に宣伝し湖国への観光客の増加を図り、文化的価値をPR、その保存の継承	日吉大社山王祭実行委員会		
		H20	2,000				
		H19	2,000				
4	船幸祭事業補助金	H21	800	大津・瀬田川一帯(石山周辺、南郷、田上、大石地区を含む)の観光宣伝、歴史と伝統に基づいて古式船幸祭諸行事の宣伝	建部大社船幸祭実行委員会		
		H20	800				
		H19	800				
5	志賀観光協会運営事業補助金	H21	5,017	志賀観光協会における円滑な観光事業の運営を進め、志賀地域への観光客の誘致促進、観光振興及び地域の活性化を推進する協会への人件費補助	志賀観光協会		
		H20	5,481				
		H19	5,966				
6	湖族の郷資料館運営事業補助金	H21	2,340	湖族寄席・堅田・景観づくりシンポジウム・堅田観光駐車場管理運営業務等補助	湖族の郷資料館運営委員会		
		H20	2,340				
		H19	2,340				
7	遣隋使小野妹子ふるさと和邏事業補助金	H21	2,000	地域の自治連合会や各種団体、商店街連盟が力をわせ住民による元気な街づくり、小野妹子のふるさとを全国に発信	遣隋使小野妹子のふるさと和邏実行委員会		
		H20					
		H19					
8	真野浜水泳場イベント事業補助金	H21	144	より多くの集客を目的とし、来場者への感謝サービスとして楽しめる水泳場の企画	真野浜水泳協会		
		H20	144				
		H19	144				
合 計		H21	22,231				
		H20	19,195				
		H19	19,680				

観光振興課における補助金一覧

資料 4

地域観光振興事業補助金(びわ湖大津観光協会へ一括補助)

(単位:千円)

NO	補助金名称	年度	補助金額	事業内容	交付先
1	ふれあい志賀夏まつり事業補助金	H21	3,000	ふれあい志賀夏まつり事業の運営	ふれあい志賀夏まつり実行委員会
		H20	3,000		
		H19	3,000		
2	志賀花火大会事業補助金	II21	1,600	大津志賀花火大会の運営	志賀観光協会
		H20	1,600		
		H19	1,600		
3	虹の市事業補助金	H21	160	びわ湖虹の市の運営	志賀観光協会
		H20	160		
		H19	160		
4	湖上安全対策事業補助金	H21	87	水泳場の安全対策の強化、環境保全等、大津北水上安全協会との合同による湖上の事故防止	志賀観光協会
		H20	117		
		H19	135		
5	大津ふれあい雪まつり事業補助金	H21		大津ふれあい雪まつり(雪合戦・雪像コンテスト等)の運営	大津ふれあい雪まつり実行委員会
		H20			
		H19	560		
6	葛川観光振興事業補助金	H21	28	イラストマップ製作(5,000部)	葛川観光協会
		II20			
		H19	28		
7	堅田湖族まつり事業補助金	H21	2,400	湖族まつりの運営	堅田湖族まつり実行委員会
		H20	2,400		
		H19	2,400		
8	おごと納涼祭事業補助金	H21	196	雄琴港花火大会の運営	おごと温泉観光協会
		H20	196		
		H19	196		
9	湯~わっくわっくキャンペーン事業補助金	H21	245	パンフレット作成・おごとの日制定等	おごと温泉観光協会
		H20	230		
		H19	360		
10	坂本観光宣伝事業補助金	H21	144	パンフレットの製作(50,000部)	坂本観光協会
		H20			
		H19	144		
11	近江まつり事業補助金	H21		近江まつりの運営	滋賀観光協会
		H20	28		
		H19			
12	流鏑馬事業補助金	H21	16	「流鏑馬」の運営 ポスター作成	滋賀観光協会
		H20	16		
		H19	16		
13	大津祭アーケード内テント取り外し及び同復旧事業補助金	H21	32	大津祭の曳山巡行の支障となるテント等の取外 復旧	丸屋町商店街振興組合
		H20	32		
		H19	32		
14	浜大津観光宣伝事業補助金	H21	11	宣伝隊の派遣事業	浜大津観光協会
		H20	14		
		H19	56		
15	膳所桜まつり事業補助金	H21	40	膳所桜祭(野点茶会・ガレージセール・ステージ発 表)の運営	膳所観光協会
		H20	40		
		H19	40		
16	膳所夏まつり事業補助金	H21	200	びわ湖ヨシたいまつまつりのメイン会場として総お どり、花火大会等のイベントの運営	膳所観光協会
		II20	200		
		H19	200		
17	石山寺青鬼まつり事業補助金	H21	160	青鬼まつりの運営	石山観光協会
		H20	160		
		H19	160		
18	石山寺千日会と瀬田川に煌く炎のペーパージェント事業補助金	H21	2,280	花火の打ち上げ等	石山観光協会
		H20	2,280		
		H19	2,280		

観光振興課における補助金一覧

資料 4

地域観光振興事業補助金(びわ湖大津観光協会へ一括補助)

(単位:千円)

NO	補助金名称	年度	補助金額	事業内容	交付先	
19	石山観光宣伝事業補助金	H21	280	京阪神・名古屋を対象とした応募抽選による招待 キャンペーン	石山観光協会	
		H20	280			
		H19	280			
20	石山寺秋月祭事業補助金	H21	160	石山寺秋月祭の運営	石山観光協会	
		H20	160			
		H19	160			
21	石山南郷温泉観光客誘致対策事業補助金	H21	1,200	雑誌広告宣伝等	石山南郷温泉 観光旅館利用組合協 議会	
		H20	1,200			
		H19	1,200			
22	船幸祭瀬田川花火大会事業補助金	H21	120	船幸祭での花火大会の運営	船幸祭実行委員会	
		H20	120			
		H19	120			
合 計		H21	12,359			
		H20	12,233			
		H19	13,127			

観光振興課における補助金一覧

資料 5

文化観光振興等助成補助金

(単位:千円)

No	補助金名称	年度	補助金額		事業内容	交付先	
			文化財保護課	観光振興課			
1	龍門滝山（鯉滝山）	H21	155	19	からくり・幕押人形修理	太閤町自治会	
		H20	434	54	龍門滝山後車輪修理		
		H19	394	49	後車輪補修		
2	源氏山（紫式部山）	H21	616	77	御幣修理	源氏社	
		H20					
		H19					
3	月宮殿山（鶴亀山）	H21	640	81	からくり人形修理	上京町月宮会保存会	
		H20					
		H19	973	486	収蔵庫補修工事		
4	附神楽山	H21	218	28	袖宣・飛屋人形修理	堅田町自治会	
		H20	132	17	市殿人形修理		
		H19					
5	仰木太鼓保存修理事業補助金	H21	254	32	太鼓張替え	仰木太鼓保存会	
		H20					
		H19	168	21	太鼓張替え		
合 計		H21	1,883	237			
		H20	566	71			
		H19	1,535	556			

4. 協会の一般会計決算額

収支計算書

(単位 : 千円)

科 目		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
事 業 活 動 収 入	運営補助金	46,427	47,293	46,221
	事業補助金	87,711	84,325	81,601
	補助金合計	134,138	131,618	127,822
	会費	4,790	4,700	4,890
	受託金	16,108	16,388	21,708
	その他	6,443	6,965	5,651
合 計		161,479	159,671	160,071
事 業 活 動 支 出	会議費	1,614	1,625	1,757
	事務局費	49,502	49,485	48,618
	自主事業費	96,236	91,628	88,474
	受託事業費	15,377	15,643	20,717
	諸支出金	323	382	385
	合計	163,052	158,763	159,951
事業活動収支差額		△1,573	908	120

貸借対照表

(単位 : 千円)

科 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
資産合計	22,758	18,519	21,971
負債合計	19,244	14,096	17,428
正味財産合計	3,514	4,423	4,543

平成 21 年度の協会における収入合計 160,071 千円のうち、補助金 127,822 千円が 79.85% を占めている。内訳は運営補助金 46,221 千円がそのまま事務局費 48,618 千円に充てられおり、事業補助金 81,601 千円及び事業収入や負担金などのその他収入 5,651 千円が自主事業費 88,474 千円に充てられている。また受託事業 20,717 千円は観光案内所運営管理費（人件費含む。）などであり、大津市が委託事業として支払う受託金 21,708 千円で賄われている。

平成 21 年度の貸借対照表では、基金や基本財産となるような定期預金もなく、流動資産 21,971 千円から流動負債 17,428 千円を控除した残額が正味財産合計として 4,543 千円計上されている。

以上のことから、協会の運営を現在の形で維持継続するにあたり、以下の 3 点を指摘する。

- ① 大津市からの補助金なくして継続は不可能である。
- ② 年間約 160,000 千円の活動費に対して余剰資金約 4,500 千円はあまりにも乏しく新たな事業への活動資金が不足していることは言うまでもなく、不慮の損失への備え等十分でなく、財政面において厳しく継続性に不安を感じる団体である。
- ③ よって、資金面においては大津市のバックアップなしでは成り立たない状態にあり、協会自身の自主性や独立性は望めない。

5. 協会への運営補助金

社団法人びわ湖大津観光協会運営事業補助金の名称で主に人件費に対しての補助金であり内訳は以下のとおりである。

(単位 : 千円)

科目	平成 21 年度決算額	内 容
給料	33,877	協会職員及び市派遣職員の基本給、期末手当
諸手当	5,549	協会職員及び市派遣職員の住居、通勤、時間外手当、管理職手当など
法定福利費	4,553	社会保険料、職員共済
厚生福利費	91	健康診断、互助会費
旅費	36	事務局市内旅費
事務管理費	1,730	補助対象経費×89% パンフレット送料、ガソリン代、コピーダイ、電話代、駐車場代など必要経費
諸経費	385	職員退職手当引当金
合計	46,221	

平成 19 年度決算 46,427 千円 平成 20 年度決算 47,293 千円

平成 22 年度予算 20,554 千円

協会への補助金は 20 年以上同じ様な形で行われ、事務管理費以外の入件費関連経費については、100% の補助である。

補助金実績報告書においては、協会職員並びに市派遣職員の各人の月別給与明細が、経費支出については科目毎の帳簿が添付されており、補助対象外の経費についてもしっかりと審査されているので問題はない。

6. 志賀観光協会運営事業補助金

志賀観光協会は旧志賀町地域の観光振興事業を行っている団体で法人格ではない。社団法人びわ湖大津観光協会とは事務局員も会員構成メンバーも違う単独の団体ではあるが、大津市と志賀町の合併により大津市の補助金対象となっている経緯や大津市全体の観光振興を共に担っている事実等を考慮し、協会補助金の項に含めて監査報告とした。

主な事業は旧志賀町地域の観光案内、水泳場や登山客の案内や安全管理、虹の市(フリーマーケット)や花火などのイベント事業などである。

補助金は事務局員2名の人物費補助で100%の補助であるが、市からの派遣職員はない。内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	平成21年度決算額	内 容
給料	4,083	協会職員の基本給、期末手当
諸手当	291	協会職員の通勤、時間外手当、地域手当
法定福利費	582	社会保険料
諸経費	60	職員退職手当引当金
合計	5,016	

平成19年度決算 5,966千円 平成20年度決算 5,481千円

平成22年度予算 4,975千円

補助金実績報告書においては、協会職員各人の賃金台帳と帳簿が添付され、予算額との差異については、減額の変更承認もされており問題はない。

7. 補助金の効果の把握・分析

協会に対する16項目の補助金並びに他の団体に対する35項目の補助金について、担当課においてその効果を測定若しくは分析する指標はない。花火大会などのイベント関連については、入込客数を記録しているが、その数値を用いての効果測定までは至っていない。参考に大津市全体の観光客調査表の抜粋数値を以下に示すが、補助金の効果との結び付きは薄い。

(単位：千人)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
日帰り客 (うち外国人)	9,619 (6)	9,592 (11)	9,213 (12)
宿泊客 (うち外国人)	1,359 (72)	1,240 (79)	1,189 (46)
合計 (うち外国人)	10,978 (78)	10,833 (90)	10,403 (58)

平成 21 年度の全体の観光客数は平成 19 年度対比 5.3% ダウンで 575 千人減少しており、年々減少傾向にある。ただし、日帰りの外国人客数は約 1.9 倍も増加している。

8. 監査結果

記載すべき事項はない。

9. 意見

(1) 補助金の明確化

協会、他の観光関連団体並びに実行委員会への補助金全てにおいて予算措置のみの交付となっており、交付要綱が定められていない上に、ホームページなどで広く市民に周知されているのもわずかである。

協会に対する 16 項目の補助金も、その目的や補助金額や補助率も、補助金の内容毎に違うのに、何らの要綱等においても趣旨、目的、算出根拠などが、明かにされていないのは、大いに疑問の残るところである。

全般的指摘事項でも記載したように、補助金の目的を明確に示し交付することは、補助金の絶対要件である「公益上の必要性」を明確にするのが個々の要綱である。特に福祉や医療関係ではない協会の行う観光事業については、その公益性、必要性や他の事業との優先性など、一般市民の目線で見たとき、何の基準もない現状ではその答えを示す術がないと言えよう。

早急に補助金の要綱を作成し、事業内容の評価を行うべきである。

(2) 協会運営補助金

社団法人として独立した団体の人事費相当額を毎年、補助することの重要性を考えた場合、職員や派遣職員がどのような仕事を行い、どの程度公益に貢献したかは非常に気になるところである。補助金の実績報告書においては、各職員の給与明細添付がされており、金額の払い出しについてはしっかりと審査されているが、一般企業におけるような職務評価や期末手当（賞与）の査定などの資料は添付されていない。

今後も協会の運営上、100%の人事費補助を継続するのであれば、事業年度毎に協会側で職員の職務評価並びに期末手当（賞与）査定を行い、その資料を実績報告書に添付し、市側でそれを審査すべきである。年間 20,000 千円以上の補助金の原資が市民の税金で、それが公務員以外の者の給与に充てられる事を重要視すべきである。

また、平成 22 年度からは派遣職員の人事費補助は取りやめるものの、派遣は継続し、給与は市が直接支払う事となっている。全般的指摘事項にも記載したように、派遣法第 6 条第 1 項において、そもそも派遣職員の給与支給を禁止しており、第 2 項において例外的

に給与支給が許されているに過ぎない。第2項においては派遣先団体の業務について、地方公共団体との共同性や事務、事業の補完、支援など要件的な要素が謳われている。担当課も協会と市との関係上違法性はないものの、より適正な事務の執行が求められるとの認識を持っている。加えて言うなら、常に協会と市との関係や派遣職員の担当職務を見直し、派遣法に抵触しないように注意しなければならない。

(3) 志賀観光協会運営事業補助金

人件費への補助金についての意見は上記（2）と同様である。

志賀観光協会は旧志賀町の観光振興の出先機関としての役割であったため、大津市と志賀町が合併した時に、志賀観光協会も社団法人びわ湖大津観光協会へ統合されるのが自然の流れではなかったのかと思われる。共に任意の団体であり統合への強制力もなく、法人格の有無も影響したのか、現在においても全く別の組織である。担当課によれば、観光窓口の一本化や広域に及ぶ観光イベント事業の統一も考慮し、統合を呼び掛けているとのことである。

この運営補助金が100%人件費補助であることを考慮すれば、当然統合による事務運営への効率化を図り、人件費削減に繋がるメリットを打ち出すべきである。

この運営補助金は志賀観光協会を存続させるための補助金ではなく、大津市の観光振興事業の公益上の必要性から交付されている事を忘れてはならない。統合による事務効率が上がるのなら、是非とも検討すべき課題であり、統合の結果、補助金額の減少に繋がれば市の財政面においてもメリットがある。

ただし、大津市の北部に位置する地域的な関係から、志賀観光協会が観光案内の拠点として必要であるならば、市からの委託事業に切り替える方策もある。

いずれにしても、統合に向けたアクションプランを打ち出すべきである。

(4) 補助金の効果の把握・分析

大津市には国宝などの文化財や寺社仏閣も多く、琵琶湖や山などの自然にも恵まれ観光資源が十分にある。全国的に見ても観光客の多い市であり、そういった面からも大津市における観光振興事業は非常に重要である。

全般的指摘事項にも記載したように、補助金の「公益上の必要性」を判断する上で、補助金交付後の補助金効果を把握することは非常に重要であり、今回の外部監査においても補助金調査票にその効果について担当課にコメントを頂いた結果、全ての補助金について概ね「毎年の入込客数に大きく影響しており、優先度、補助効果ともに高い」と記入されていた。しかし、実際には補助金ごとに、入込客数や経済効果を測った詳細な資料はなく、各補助金が入込客数にどのように影響したかどうかはわからない。

つまり、補助金効果の把握・分析は補助金対象の事業の有効性、継続の必要性を判断するうえで、必要不可欠であるため、何らかの指標とそのシステムは導入すべきである。ま

た、イベント関係の事業においては、協会が窓口になっているものが多く、継続事業も多いが、市が毎年しっかりと事業の見直しを行うべきである。この場合、効果の測定資料がなくとも、せめて補助金交付先の団体から、「事業の効果、今後の対応、参加者からの声」などを記載した報告書などを提出させる事も一つの方法であると考える。

この監査報告書では詳細には触れないが、地域における観光イベントや祭りの中には、観光客誘致という視点よりも、年中行事的な発想で行われているものもあり、定額補助金が継続されている。（資料6参照）各補助金の総事業費や補助率の関係で一概には言えないが、補助金が補助事業者の既得権となっていないか、伝統行事の保存目的になっていないかなど、観光振興の視点で事業評価を行うべきである。

いざれにしても、補助金交付の趣旨や目的を示した要綱もなく、補助金効果の測定資料もなく、現時点では見直しも困難な状態である。

大津市における、「観光振興事業の重要性」、「協会の役割」、「補助金なしでは存続できない協会の立場」を考慮し、市と協会との間で、まず補助金の基本方針を検討し、策定することを検討されたい。そしてこの基本方針の中で次の①～③

- ① 観光振興事業における市の役割と市ができることは何なのか。
- ② 観光振興事業における協会の役割と協会でしかできないことは何なのか。
- ③ 観光振興事業から地域経済の発展へ繋げられないか。

に重きを置き、補助金の効果測定、分析については協会が積極的に担っていくことを明記し、結果として補助金対象事業を定期的に見直す事ができれば、観光事業補助金に対して広く大津市民の理解が得られると考える。

3年連続定額の補助金一覧 (単位:千円)

資料 6

	補助金名称	年度	補助金額	対象事業費	補助率
1	観光情報発信パワーアップ事業補助金	H21	16,661	16,892	98.63%
		H20	16,661	17,194	96.90%
		H19	16,661	17,869	93.24%
2	びわ湖大花火大会事業補助金	H21	18,000	119,117	15.11%
		H20	18,000	118,737	15.16%
		H19	18,000	116,190	15.49%
3	びわ湖開き事業補助金	H21	464	3,217	14.42%
		H20	464	2,761	16.80%
		H19	464	2,731	16.99%
4	大津志賀観光振興推進事業補助金	H21	6,100	11,291	54.02%
		H20	6,100	10,905	55.93%
		H19	6,100	6,100	100.00%
5	物産振興推進事業補助金	H21	800	1,286	62.20%
		H20	800	1,320	60.59%
		H19	800	1,485	53.87%
6	大津祭事業補助金	H21	8,430	14,318	58.88%
		H20	8,430	15,160	55.60%
		H19	8,430	14,861	56.72%
7	船幸祭事業補助金	H21	800	5,528	14.47%
		H20	800	5,396	14.82%
		H19	800	5,922	13.51%
8	湖族の郷資料館運営事業補助金	H21	2,340	2,443	95.77%
		H20	2,340	2,395	97.68%
		H19	2,340	2,542	92.05%
9	真野浜水泳場イベント事業補助金	H21	144	381	37.75%
		H20	144	297	48.34%
		H19	144	288	49.84%
10	ふれあい志賀夏まつり事業補助金	H21	3,000	4,283	70.03%
		H20	3,000	4,299	69.77%
		H19	3,000	4,138	72.49%
11	志賀花火大会事業補助金	H21	1,600	4,519	35.40%
		H20	1,600	4,483	35.68%
		H19	1,600	4,406	36.31%
12	虹の市事業補助金	H21	160	540	29.59%
		H20	160	450	35.50%
		H19	160	459	34.85%
13	堅田湖族まつり事業補助金	H21	2,400	5,352	44.84%
		H20	2,400	5,019	47.81%
		H19	2,400	5,038	47.63%
14	おごと納涼祭事業補助金	H21	196	3,628	5.40%
		H20	196	3,614	5.42%
		H19	196	3,635	5.39%
15	流鏑馬事業補助金	H21	16	149	10.69%
		H20	16	149	10.69%
		H19	16	148	10.81%
16	大津祭アーケード内テント取り外し及び同復旧事業補助金	H21	32	96	33.13%
		H20	32	96	33.13%
		H19	32	96	33.13%
17	膳所桜まつり事業補助金	H21	40	813	4.92%
		H20	40	765	5.22%
		H19	40	849	4.71%
18	膳所夏まつり事業補助金	H21	200	2,071	9.66%
		H20	200	1,972	10.14%
		H19	200	2,044	9.78%

3年連続定額の補助金一覧 (単位:千円)

資料 6

	補助金名称	年度	補助金額	対象事業費	補助率	
19	石山寺青鬼まつり事業補助金	H21	160	531	30.11%	
		H20	160	645	24.79%	
		H19	160	415	38.47%	
20	石山寺千日会と瀬田川に煌く炎のページェント事業補助金	H21	2,280	3,421	66.64%	
		H20	2,280	3,319	68.68%	
		H19	2,280	3,424	66.58%	
21	石山観光宣伝事業補助金	H21	280	1,037	26.99%	
		H20	280	1,785	15.68%	
		H19	280	740	37.81%	
22	石山寺秋月祭事業補助金	H21	160	829	19.29%	
		H20	160	1,060	15.09%	
		H19	160	2,150	7.44%	
23	石山南郷温泉観光客誘致対策事業補助金	H21	1,200	3,323	36.11%	
		H20	1,200	2,716	44.18%	
		H19	1,200	2,755	43.55%	
23	船幸祭瀬田川花火大会事業補助金	H21	120	7,454	1.61%	
		H20	120	7,314	1.64%	
		H19	120	5,922	2.03%	
合 計		H21	65,583	212,519	30.86%	
		H20	65,583	211,851	30.96%	
		H19	65,583	204,207	32.12%	

個別事案 1.2

補助金名称	大津市生産調整事業費補助金				
担当部局／担当課	産業観光部 農林水産課				
要綱等	大津市生産調整事業費補助金交付要綱				
支出先	J A レーク大津				
補助金の経緯・目的	国の政策でもある米の生産調整推進するため、生産者等が行う米穀の生産調整推進対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助を行う。				
始期／終期	始期 平成 10 年度 終期 設定なし				
補助金額／算出根拠／負担額 (単位千円)	交付要綱第 2 条の別表に定める事業項目ごとの補助率又は補助金額に基づく。				うち、他団体負担額 (平成 21 年度決算)
	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算	平成 21 年度決算	平成 22 年度予算	国庫補助金 県補助金
	5,615	5,451	5,092	5,780	なし なし

(問題の所在)

・補助金の効果の把握分析

1. 補助金の概要

主要食料の需要及び価格の安定に関する法律に基づく米穀の生産調整のため、生産者が行う転作などによる米穀の生産調整を促進するための経費に対して補助が行われている。

補助金の一覧は以下のとおりで、それぞれ大津市生産調整事業費補助金交付要綱（平成 10 年 4 月作成）第 2 条別表に定める事業内容及び算出根拠に基づき交付決定されている。

(単位：千円)

事業項目	事業費	補助金額	補助率／限度額
生産調整指導推進事業	312	150	48% 限度額 150
集落推進会議促進事業	3,463	3,463	100%
契約出荷米生産維持対策事業	237	237	100%
レジャー農園開設推進事業	123	50	40% 限度額 50
転作田イベント推進事業	209	100	47% 限度額 100
地域とも補償導入事業	1,091	1,091	100%
合計	5,437	5,092	93%

【生産調整指導推進事業】

農業組合長約 100 名が参加する年 1 回の生産調整対策研修会を JA レーク大津が企画等取りまとめを行っており、その事業経費の 50%が補助対象金額となっている。補助金額についてでは JA レーク大津に対し、限度額の 150 千円が交付されている。

【集落推進会議促進事業】

市内における地域ごとに組織された 139 の農業組合全てに対して、年度ごとに設定された転作目標面積を基準とし、1aあたり 50 円で計算された金額が、JA レーク大津経由で各農業組合へ交付されている。

【契約出荷米生産維持対策事業】

J A レーク大津との契約による加工用米の生産に対して、加工用米 60kg 当たり 1,400 円で計算された金額が、JA レーク大津経由で各加工用米生産者へ交付されている。

【レジャー農園開設推進事業】

転作の一環として実施されるレジャー農園の開設を推進する事業を JA レーク大津が行い、その事業経費の 50%が補助金の対象となっている。補助金は JA レーク大津へ限度額の 50 千円が交付されている。

【転作田イベント推進事業】

転作田を利用して、米の消費拡大と地域住民の農業への理解を深めるためのイベント開催事業が行われ、その事業経費の 50%が補助金の対象となっている。補助金は JA レーク大津経由でイベントを実施した北船路農業組合へ限度額の 100 千円が交付されている。

【地域とも補償導入事業】

県の定める地域とも補償制度を導入した農業組合に対して、「対象面積 × 1,250 円 / 10a + 20,000 円」で計算された金額が、JA レーク大津経由で 7 つの農業組合へ交付されている。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 補助金の効果

生産調整は農業政策における重要な制度であり、生産調整による生産数量目標を達成するためには生産者や農業共同組合の協力は不可欠であり、生産調整推進の後押しとして当該補助金も有効に活用されなければならない。

平成 22 年度の農林水産省から決定された滋賀県の生産数量目標は 174,810 トン、33,750ha であり、大津市への目標配分は 7,319,271kg、147,566a であった。

補助金実績報告書には補助金ごとに、事業内容、算出根拠及び領収書の写しが添付

されており問題はなく、要綱における交付基準にも適合している。

しかし、補助金実績報告書には、当該補助金の本来趣旨である生産調整の生産数量目標を達成したか否かの数値資料や検証結果についてのコメントなどの情報は一切ない。

生産数量目標を達成できない場合や生産を超過した場合の罰則等、補助金の返還についても触れられていない。担当課からは平成21年度において、市全体は目標を達成しているが、個別生産者では目標を達成していない者もいるとの回答を得ている。

具体的な生産目標数値があり、その目標数値達成が補助金交付の要件となっていなくとも、補助金効果の最大指標ではあるので、生産目標数値の達成検証資料は補助金実績報告書に添付されるべきであると考える。

生産調整に関する補助金は、本補助金の他に大津市生産調整事業補助金（集落営農組合等推進活動事業）と集落ぐるみ産地育成推進対策事業補助金があり、さらに報償費として、各農業組合宛に生産調整等実施水田の現地確認に伴う手当もあわせて交付されており、平成23年度からの農業者戸別所得補償制度も含めて、総括的に生産調整への補助金の効果を把握、分析できる仕組みを検討されたい。

（2）生産調整指導推進事業

この事業はJAレーク大津が年1回、市内旅館にて生産調整対策研修会を行っている。その事業費総額312,320円全額をJAレーク大津旅行センターへ支払い、うち168,000円は送迎バス2台分、16,320円は任意保険代である。担当者によれば、毎年同じような研修会が開催されているが、当日の飲食代はJAレーク大津が全額負担しており、研修会よりも懇親会的な要素が強く感じられる。会場となった市内の旅館も大津市の中心的な場所にあることから、特段送迎バスを必要とする会場ではないと思われる。

また、年2回の大津市水田農業推進協議会など、大津市役所内会議室で行われている現状を考慮すれば、生産調整対策研修会への事業補助もその内容に即して行われるべきであり、これらの補助金の内容を検討されたい。

（3）集落推進会議促進事業補助金の直接交付

市内における地域ごとに組織された139の農業組合全てに対して、その年度の転作目標面積を基準とし、1aあたり50円で計算された金額が、JAレーク大津経由で各農業組合へ交付されているが、JAレーク大津から各農業組合へ交付された事実を確認できる種類は実績報告には添付されていない。これは再補助とも言えるが、大津市生産調整事業補助金交付要綱には次のように記載されている。

【大津市生産調整事業補助金交付要綱の抜粋】

（交付申請等に関する権限の委任）

第4条 補助金の交付の申請、請求、受領等の事務については、それに関する権限について農業者等から委任を受けた農業協同組合が一括して行うことが出来るものとする。

つまり、交付要綱によってJAレーク大津への一括交付が許されている。最終交付先の数の多さや、申請書類の取りまとめなど、事務効率からこのような形態が図られているとは思うが、「生産調整等実施水田の現地確認に伴う手当」の報償費1,863千円は130の各農業組合宛に大津市から直接交付されている現状を考えると、当該補助金も直接交付できるのではないかと考える。

農業従事者以外の市民にとっては米穀の生産調整関連の補助金は馴染みのない、分かりにくいことを考慮すると、補助金の透明性、公平性の観点からも、当該補助金も各農業組合へ直接交付されることを検討されたい。

個別事案 1.3

補助金名称	新パワーアップ・夢実現事業補助金					
担当部局／担当課	都市計画部 都市計画課					
要綱等	新パワーアップ・夢実現事業補助金交付要綱					
支出先	大津ジャズフェスティバル実行委員会他 3 件					
補助金の経緯・目的	大津のまちの魅力を高め、活性化を促進し、住民の結びつきを深めることのできる独創的な事業を企画・実践するグループに対し、その事業の実現を支援することを目的とする。					
始期／終期	始期 平成 19 年度 終期 平成 21 年度					
補助金額 (単位千円)	補助金額				国・県からの補助金 (平成 21 年度)	
	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算	平成 21 年度決算	平成 22 年度予算	国庫補助金	県補助金
	13,743	16,764	15,586	-	なし	なし

(問題の所在)

・実績報告の確認方法

1. 補助金の内容

市民団体等が実施する、「まちの魅力を高め、まちの活性化につながる事業」に対し、総経費から、事業収入及び対象外経費を除いた額（対象経費の 10 / 10 以内（上限 2,000 千円））を補助する。

補助事業の個別の概要は下記のとおりである。

(単位：千円)

団体名	事業名	事業概要	補助金額
大津ジャズフェスティバル実行委員会	第 1 回大津ジャズフェスティバル	発表の場の少ないミュージシャンが出演するジャズを主体とした音楽イベントをボランティア主導で運営する。	2,000
源内峠遺跡復元委員会	全国発信『瀬田・まちづくり鉄サミット』	近江の国営古代コンビナートの歴史を知り、子どもと地域、住民が鉄作りを体験し、市民交流を深め文化遺産の継承をしていく。	1,680

団体名	事業名	事業概要	補助金額
特定非営利活動法人 大津俱楽部	「よみがえれ琵琶湖文化館」～湖岸を活用したにぎわいの創出～	湖岸を活用した賑わいの創出を図るため、琵琶湖文化館を甦らせてなぎさ公園の新たな拠点とすべく、浮城再生の機運づくりを行う。	2,000
比良里山クラブ	比良の里山に集まらんせ！	里山が荒廃する現状から、人が足を入れ目を向けるための仕掛け作りとして、誰もが楽しく里山を知り、味わい、観て、使う事から始めていく。	2,000
～こどもと本を結ぶ～おおつ、ゆめゆめ実行委員会	おはなしプロジェクト2009 「みんなでたのしい、湖・音・話のせかい in はまおおつ」	大津のまちにつたわるお話さがし、お話づくりなどの創作活動や成果発表を通じて、子どもも大人も共に大津の魅力を探り体感する。	600
しなやかシニアの会	町家を拠点として、あらたに仕掛ける人と和と輪づくり	古都大津の文化資産の町家を残し活かすため、ここをシニアの拠点として活動を展開、学びと世代間交流の場としての人の輪を広げる。	1,229
滋賀会館シネマホールファンクラブ	オールドオーツ『物語の誕生』	滋賀会館という場を起点に、中心市街地における地域資源（物語）の発掘と共有を図り、地域の再生と未来創造の原動力とする。	1,933
紫の道の会	紫の物語～千年のいのちを千年後の未来に～	大津にゆかりの源氏物語を主題にして、自然環境保全と文化の融合拠点として大津を位置づけた、観光メッセージ等の発信を行う。	2,000
大津京への道	あかりと音と大津京物語	黎明大津京の光と闇のドラマを壬申の乱終焉の地とされる長等山の夜に竹あかり約5,000本で幻想的に描き、光と音楽で大津京を物語る。	1,082
第4回湖族の郷アートプロジェクト実行委員会	第4回湖族の郷アートプロジェクト	有志大学生が地域、住民等の協力を得て、堅田の町全域を百名以上の作家が巨大な美術館に変える滋賀県最大規模の芸術祭を開催する。	1,059
合計			15,586

2. 監査結果

(1) 実績報告の領収書の確認

補助事業者の1団体である「紫の道の会」には、領収書等の支払いの事実を確認できる証拠書類の確認が行われた上で、補助事業費2,000千円の額の確定が行われた。

しかし、領収書等を確認すると領収書の宛名は「紫の道の会」ではなく「大津商工会議所」宛ての領収書であった。原因は「紫の道の会」の会計担当者が大津商工会議所の職員であったため領収書の宛名を混同したものである。

大津市の補助金は、「紫の道の会」の代表者に支払われており、「紫の道の会」以外の宛名の領収書を添付されても証拠書類とはなりえない。実績報告書における確認作業を厳格にされたい。

3. 意見

(1) グループの構成員に対する委託料等の支払い

新パワーアップ・夢実現事業補助金交付要綱第3条によれば補助対象経費としないものとして「グループの構成員に対する人件費、謝礼、及び交通費（補助事業の実施に要する経費を除く）」としており、グループの構成員に対する人件費等は補助対象経費にならない旨が記載されている。

しかし、補助団体が支出した経費を確認すると人件費ではないが委託料その他として団体の構成員に支払いを行っているものが散見された。

今回の調査で確認できた主なものは、下表のとおりである。（抜粋）

団体の構成員に委託料等を支払っている一覧			(単位：%)
団体名	支払先	支出科目	補助金に占める委託料等の割合
A団体	構成員の代表が経営する会社	委託料（会場、ライトアップ設営一式）	47.8
B団体	構成員が経営する会社	印刷製本費 委託料（写真パネル作成）	71.3

委託料等の内容は、印刷代、ホームページ作成料、ライトアップ設置、撤去費、写真パネル作成費などそれぞれであるが、委託料の中には労務賃金的なものもあり、人件費の支払いを認めないのであれば、団体構成員への委託料の支払いもある程度の制限を加えることを検討されたい。

経理処理科目が人件費になっていなければ、補助経費として認められるのであれば、いろいろな科目で支出を行い労務的な報酬を得ることは十分可能であり、規定上抜け道があることを想定しておくべきである。

また、団体の構成員への委託料等支払いの問題は、都市計画部都市再生課が実施している都市再生情報発信事業補助金など他の補助金においても、同様の問題があり、イベントの補助を行う場合の全般的問題として捉え対応されたい。

個別事案 1.4

補助金名称	大津市改良住宅譲渡代価資金運用利子補給補助金					
担当部局／担当課	都市計画部 住宅課					
要綱等	なし					
支出先	大津市改良住宅譲渡代価資金運用協議会（以下「協議会」という。）					
補助金の経緯・目的	改良住宅を低額譲渡したことに伴う、差額補填を目的とする。（事案が複雑であるので本文に詳細を記載）					
始期／終期	始期 平成 3 年度 終期 平成 25 年度					
補助金額 (単位千円)	補助金額				国・県からの補助金 (平成 21 年度)	
	平成 19 年 度決算	平成 20 年 度決算	平成 21 年 度決算	平成 22 年 度予算	国庫補助 金	県補助金
	175,993	177,932	177,932	177,932	なし	なし

(問題の所在)

・実績報告の確認方法

1. 改良住宅譲渡に係る概要

平成 3 年度から平成 14 年度にかけて、改良住宅の居住者への売り払いが 371 戸分行われたが、大津市から改良住宅を譲受人に譲渡するに当たり、譲渡価格は大津市が改良住宅の取得等に要した費用の 2/3 の金額（当初滋賀県より指導のあった金額である。以下「大津市価格」という。）で譲渡を行うことで合意された。

ただし、改良住宅については公営住宅であるため国からは譲渡価格については鑑定価格等に基づく国が指定する価格（以下「国価格」という。）で行うべきとの指導があり、また、滋賀県からは当初の指導が変更され、滋賀県が定める凍結単価といわれる滋賀県の指定する価格（金額的には国価格と大津市価格の中間に位置する価格。以下、「県価格」という。）で行うべきであるとの指導が行われた。

そこで、大津市と改良住宅譲受人との間で交わされた正式な契約による譲渡価格は、国が指定した鑑定価格によった。ただし、実際には譲受人は、大津市との合意価格を現実に負担し、大津市価格と滋賀県価格との差は大津市が協議会への補助を行ったうえで、協議会は譲受人へ資金の貸し付けを行った。また、滋賀県価格と国価格の差は、譲受人が大津市へ 30 年間の延べ払いとすることで合意された。

以上の概要を例示で示すと、次のようになる。

- ① 大津市と譲受人は 7,000 千円で合意する。
- ② 滋賀県からは譲渡価格は 8,000 千円で行うように指導される。
- ③ 国からは鑑定価格等による 10,000 千円で譲渡するように指導される。
- ④ 大津市と譲受人は 10,000 千円（国価格）で改良住宅の譲渡契約を締結する。
- ⑤ 大津市と譲受人が合意した 7,000 千円については、譲受人が用意する。
- ⑥ 大津市価格 7,000 千円と滋賀県価格 8,000 千円との差額 1,000 千円については、大津市が協議会に補助金を交付し、協議会は交付を受けた補助金 1,000 千円を譲受人へ貸し付ける。
- ⑦ 譲受人は本人が用意した 7,000 千円と協議会から借り入れた 1,000 千円の合計 8,000 千円を譲渡契約において頭金として大津市に支払う。
- ⑧ 契約金額である 10,000 千円と頭金 8,000 千円との差額 2,000 千円（国価格と滋賀県価格の差額とも言える）については、30 年間の延べ払いとし譲受人が大津市に支払う。

（参考）

国 価 格 (10,000 千円) ····· この金額で契約 (この差額を 30 年間の延納償還)
滋賀県価格 (8,000 千円) ····· 契約上の頭金になっている金額 (この差額は当初土地価格差補助金にて協議会へ補助、協議会は譲受人へ貸付)
大津市価格 (7,000 千円) ····· 譲受人が大津市と合意し、実際に負担した金額 (この金額が一番低い)

2. 補助金の内容

（1）大津市価格と滋賀県価格の差額の補助金

大津市価格と滋賀県価格の差額分は、改良住宅の譲渡時点（平成 3 年度から平成 14 年度）で協議会に対する補助金の交付は完了しており、平成 21 年度においては、この部分の補助金の交付はない。

ただし、大津市から協議会に交付した補助金は、協議会が各譲受人に貸付を行っており、各譲受人からの返済は行われていないため、協議会の決算で貸付金額 1,032,562 千円が平成 21 年度においても計上されている。

（2）国価格と滋賀県価格の差額に対する補助金

国価格と滋賀県価格の差額分については、改良住宅の譲渡が開始された平成 3 年度においては、市場の金利水準が 6 %前後と非常に高い時期であり、平成 4 年度当初に、滋賀県と大津市から協議会に対して無利子の貸付を行い、協議会はその資金を運用することにより、運用利息を原資として 30 年の延納償還金を大津市に返済していく予定であった。

貸付金額は年度によって異なるが、平成 4 年度には大津市から 244,429 千円、滋賀県から 244,410 千円の貸し付けが協議会に行われ、資金運用利息 18,831 千円であった。平成 4 年度では延納償還金の合計 26,508 千円であったため、資金運用で得られた 18,831 千円を充当し不足額 7,677 千円を利子補給補助金として交付した。当初の大津市改良住宅譲渡対価資金運用利子補給補助金は、文字どおり、運用利息の不足分を補助するための補助金であった。その後、金利水準は低下を続け、平成 14 年度には大津市から 2,017,009 千円、滋賀県から 972,580 千円が協議会へ貸し付けられていたにもかかわらず資金運用利息は 123 千円にしかならなくなり、運用益によって償還を行っていくという当初の計画は絶望的になつた。そのため、協議会は運用資金を滋賀県と大津市に返還し、その後は大津市からの大津市改良住宅譲渡代価資金運用利子補給補助金をそのまま、譲受人が納付すべき延納返済金に充ててきた。

協議会に対する補助金となっているが、契約上は協議会から改良住宅の譲受人に補助金が交付され、交付された補助金が、協議会で集められ、大津市に住宅売り渡し代金として納付されている。

すなわち、平成 21 年度の場合

- ① 大津市が協議会に補助金 177,932 千円を交付する。
- ② 協議会は譲受人から委任を受けており、譲受人が支払うべき改良住宅売り払い延納金及び繰上償還金 177,932 千円の大津市に対する納付を、譲受人を代理して行う。
- ③ 大津市は、大津市は譲受人名義の納付書で、177,932 千円の入金があり、住宅売渡收入として、歳入処理を行う。

という処理が行われている。

30 年にわたる延納金を早期償還させるために、平成 15 年度からは繰上償還もを行い、現在のところ平成 25 年度にすべての延納償還金が返済される予定となっている。

平成 4 年度以降償還完了予定の平成 25 年度までの協議会から大津市への償還実績額、協議会の資金運用利息額、利子補給補助金、債権残高の推移は次表のとおりである。

延納償還額、資金運用利息、利子補給補助金、延納債権の推移表 (単位：千円)

年 度	償還実績額			②資金運用利息	③利子補給補助金の額	④延納債権の残高
	定時償還	繰上償還	①合計金額			
平成 4 年度	26,508	—	26,508	18,831	7,677	509,787
平成 5 年度	26,508	—	26,508	14,628	11,880	497,553
平成 6 年度	26,508	—	26,508	7,982	18,526	484,976
平成 7 年度	26,508	—	26,508	7,477	19,031	472,047
平成 8 年度	82,048	—	82,048	16,788	65,260	1,551,798
平成 9 年度	82,048	—	82,048	10,978	71,070	1,513,200
平成 10 年度	82,048	—	82,048	10,270	71,778	1,473,522
平成 11 年度	82,048	—	82,048	9,820	72,228	1,432,732
平成 12 年度	89,626	—	89,626	7,840	81,786	1,539,937
平成 13 年度	99,829	—	99,829	4,028	95,801	1,694,240
平成 14 年度	99,829	—	99,829	123	99,706	1,641,849
平成 15 年度	101,594	103,738	205,332	10	205,322	1,518,184
平成 16 年度	101,594	100,431	202,025	—	202,025	1,358,628
平成 17 年度	101,582	90,053	191,636	—	191,636	1,205,063
平成 18 年度	94,013	29,704	123,718	—	123,718	1,115,086
平成 19 年度	83,811	92,181	175,993	—	175,993	970,315
平成 20 年度	82,048	92,884	177,932	—	177,932	819,552
平成 21 年度	82,048	95,883	177,932	—	177,932	664,567
平成 22 年度 (予定)	82,048	95,884	177,932	—	177,932	502,242
平成 23 年度 (予定)	82,048	95,884	177,932	—	177,932	341,457
平成 24 年度 (予定)	82,048	95,884	177,932	—	177,932	173,085
平成 25 年度 (予定)	82,047	95,884	177,931	—	177,931	—
総計	1,698,396	991,415	2,689,811	108,783	2,581,028	—

各項目の説明

- ①償還実績額の合計金額は、譲受人が大津市に延納償還している金額であるが（延納債権に対する金利分も含む）、実際には譲受人より償還事務の委任を受けた協議会が大津市に対して延納償還金の支払いを行っている。
- ②協議会が大津市と滋賀県から無利子借入した資金を運用した利息であり、償還金の一部に充当されている。

③償還実績額の合計額から資金運用利息を控除した金額（①－②）であり、大津市から利子補給補助金として協議会に補助された金額である。

④大津市が譲受人に対して持つ延納債権の合計金額である。償還が行われることにより残高は減少するが、改良住宅の売り扱いが行われることにより、残高は増加する。

3. 監査結果

（1）実績報告が未作成

大津市改良住宅譲渡代価資金運用協議会の事務局は、所管課である住宅課であるにもかかわらず、大津市補助金等交付規則第14条に定める実績報告が行われていない。

補助金額が、177,932千円と多額かつ複雑な事案の補助金であり、交付規則に基づいた実績報告が行われるべきである。

（2）大津市改良住宅譲渡代価資金運用利子補給補助金の実態

大津市改良住宅譲渡代価資金運用利子補給補助金は、協議会に対し利子補給を行っている補助金であるかのような名称であるが、協議会の資金運用は平成16年度より行われておらず、実態は譲受人を交付先とした償還金及び金利の全額補助であり、名称と実態が乖離している。

今後は、本補助金にかかる起案書において補助金名称を実態に即した名称に改めるとともに、補助理由を明記して記録に留めおくことが必要である。

4. 意見

記載すべき事項はない。

個別事案 1.5

補助金名称	大鳥居地域開発協議会活動補助金					
担当部局／担当課	建設部 広域事業調整課					
要綱等	なし					
支出先	大鳥居地域開発協議会					
補助金の経緯・目的	大戸川ダムのために水没するために集団移転をされた大鳥居地区の住民が、残された水没地周辺の土地の問題や、新生活地での生活安定のために同協議会を設立され、同団体へ運営補助をすることとなった。					
始期／終期	始期 不明 終期 設定なし					
補助金額 (単位千円)	補助金額				国・県からの補助金 (平成 21 年度)	
	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算	平成 21 年度決算	平成 22 年度予算	国庫補助金	県補助金
	480	480	480	480	なし	なし

(問題の所在)

- ・補助金終了年度の設定
- ・定額補助金の継続

1. 補助金の内容

大鳥居地域開発協議会は、ダム水没予定地から集団移転をした住民の生活安定及び集団移転問題の啓発など、地域全体としての生活再建を目指すとともにダム事業に対して、住民自治の観点で住民自ら協議し、諸般の課題と解決策をまとめる団体であり、その活動に対して補助を行っている。

平成 21 年度の協議会の決算は下記のとおりである。

(単位 : 千円)

収入の部		支出の部	
大津市からの補助金	480	調査活動費	469
雑収入	7	会議費	15
		事務費	1
合計	487	合計	487

調査活動費の内容は、明曾川桜植栽、川上ダム視察等である。移転が完了した後も、引き続き他の公共工事の視察などを継続して実施している。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 終了年度設定の必要性

大戸川ダム建設に関する建設予定地住民との協議機関として大鳥居地域開発協議会は設置され、公共工事を推進するに当たり、協議会に対して運営補助を行い、円滑に公共事業を推進したこと自体は否定すべきものでないと考えるが、大鳥居地区は10年以上も前に移転を完了しており本目的に関して、協議会としての役割を終えたのではないかと考えられる。

地元協議会が自主的に活動を継続することは自由であるが、大津市としていつまでも補助金を出し続けることは望ましくない。大戸川ダム建設関係補助金の「大戸川ダム対策協議会活動補助金」及び「牧町大戸川ダム対策調査活動補助金」を含め、終了時期を早急に検討されたい。

個別事案 16

補助金名称	大津市雨水貯留浸透施設設置助成金				
担当部局／担当課	企業局 下水道整備課下水道雨水対策室				
要綱等	大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付要綱				
支出先	一般個人				
補助金の経緯・目的	雨水貯留浸透施設を設置することにより、雨水の流出を抑制し浸水被害の軽減を図るとともに自然環境の保全に資することを目的とする。				
始期／終期	始期 平成 19 年度 終期 平成 26 年度				
補助金額 (単位千円)	補助金額				国・県からの補助金 (平成 21 年度)
	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算	平成 21 年度決算	平成 22 年度予算	国庫補助金
	876	1,139	1,962	2,000	981 なし

(問題の所在)

- ・補助金効果の把握・分析手続

1. 補助金の内容

個人又は団体が雨水貯留浸透施設を設置する場合、貯留施設（簡単に言うと屋根から伝わり落ちる雨水をドラム缶のようなものに一時ためておき、必要になった時に出して使う装置）については対象経費の 2/3、上限 40,000 円、浸透施設（地面の下に雨水をためるマス）については対象経費の 2/3、上限 60,000 円の助成を行なう。

貯留施設は、最近の家庭菜園等のブームの影響も受けて市民からは好評を得ており、予算の上限に近い年間 68 件、1,962 千円の補助を行っている。

浸水被害の軽減の観点からは、貯留施設よりも浸透施設の方が効果的であるが、浸透施設に対しては、雨水を地下に貯めることに抵抗があるせいか浸透施設に対する補助は平成 19 年度に開始されてから補助実績はない。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 効果の把握分析

この補助金は浸水被害の軽減を図ることを目的とされているが、貯留施設といつても貯留容量はドラム缶1本程度であり、貯留施設を68件設置したことによりどの程度の浸水被害が軽減されたのか疑問である。目的に対する補助金の効果を把握し、必要性を検討されたい。

(2) 補助内容の再検討

現在の補助内容では効果のある浸透施設に申し込みはなく、貯留施設の申し込みが多いのであれば浸透施設に多くの補助を行い、貯留施設の補助縮減を図るなど、より大きな効果を生み出すよう補助内容の見直しを検討されたい。

個別事案 17

補助金名称	滋賀朝鮮学園定期健康診断等実施事業補助金					
担当部局／担当課	教育委員会 学校保健体育課					
要綱等	なし					
支出先	滋賀朝鮮学園					
補助金の経緯・目的	滋賀朝鮮学園に在学している幼児、児童、生徒に対する健康管理については内科検診をはじめとする各種健康診断及び学校環境衛生検査を実施し、心身ともに健全な子ども育成に努めている。当該補助金は滋賀朝鮮学園に通学する大津市内に居住している幼児、児童、生徒を対象として、市内の公立幼稚園、小・中学校と同様に定期健康診断事業及び学校環境衛生事業を実施することを目的とする。					
始期／終期	始期 昭和 54 年度 終期 設定なし					
補助金額 (単位千円)	補助金額				国・県からの補助金 (平成 21 年度)	
	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算	平成 21 年度決算	平成 22 年度予算	国庫補助金	県補助金
	500	500	500	500	なし	なし

(問題の所在)

- ・実績報告の確認方法
- ・定額補助の継続

1. 補助金の内容

滋賀朝鮮学園が実施した各種健康診断及び環境衛生検査等の事業に対し、事業運営に必要となる経費の全額を対象とし、補助金の上限額を 500 千円と定め運営事業費の補助を行うものである。実施事業経費の額は毎年度異なるが、上限額が 500 千円となっているため平成 19 年度から平成 21 年度まで毎年度 500 千円の補助が行われている。

2. 補助事業実績の確認方法

滋賀朝鮮学園定期健康診断等実施事業補助金は、個別の要綱等は定められておらず、実績確認の方法も具体的に定めた規程はないが、「滋賀朝鮮学園定期健康診断等実施事業補助事業実績報告書」に「定期健康診断等事業決算書」と「定期健康診断等事業報告書」を添付してもらい、事業実施の確認手続きを行っている。

3. 監査結果

(1) 実績報告の確認方法

「定期健康診断等事業決算書」と「定期健康診断等事業報告書」は、補助事業者が所定の書面に記入報告するのみであり、領収書等の証拠書類の添付は求めていない。

当該補助金は、定期健康診断等を補助事業者が実施したことを条件として、補助事業費の全額（500千円の上限はあるが）を補助することを考えれば、支出の確認は補助事業者の書面だけでなく基礎となる証憑書類の写しを確認すべきである。

(2) 実績と報告書類の相違

添付書類と証憑書類の確認を学校保健体育課が行ったところ、健康診断等が実施されたとして報告された検査のうち、眼科検診、耳鼻科検査、学園環境衛生検査、飲料水検査については、現実には実施されていないことが判明した。また、事業決算書も当初報告された内容とは異なることが判明した。詳細は、下記のとおりである。

① 定期健康診断等事業報告書

当初提出された事業報告書			確認結果
実施日 (平成21年)	区分	備考	
5月20日	内科検診	対象者27名	実施済み
5月12日	検尿	対象者27名	実施済み
5月12日	寄生虫検査	対象者27名	実施済み
5月20日	心臓検査	対象者27名	実施済み
6月3日	眼科検診	対象者27名	実施されず
6月10日	耳鼻科検査	対象者27名	実施されず
6月17日	歯科検査	対象者27名	実施済み
7月30日	学園環境衛生検査	学園内	実施されず
8月6日	飲料水検査	学園内	実施されず

② 定期健康診断等事業決算書 （補助事業対象経費のみ抜粋）（単位：千円）

科 目	支出額	確認された額	差引過大計上額
消耗品費（事務費）	5	3	1
報償費	517	257	260
消耗品費（事業費）	55	35	19
手数料	115	91	24
合計	694	388	306

今回の調査から当初提出された健康診断等事業決算書に記載されていた補助事業の対象経費合計額 694 千円から、確認できた 388 千円の差引 306 千円が過大に計上されていたことになる。

滋賀朝鮮学園定期健康診断等実施事業補助金は、当初対象経費合計額が 694 千円であることを前提に上限額を 500 千円として交付が行われており、補助事業の対象経費合計額が 388 千円であるならば、差引額 111 千円は過大に交付されたことになる。

大津市補助金等交付規則によれば、補助金等の交付の決定の取消し等について次のように定めている。

大津市補助金交付規則

(補助金等の交付の決定の取消し)

第 19 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他法令等又はこれに基づく市長の处分に違反したとき。

(補助金等の返還)

第 20 条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において補助事業等の当該取消しに係る部分に関しすでに、補助金等が交付されているとき、又は補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合においてすでにその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

今回の場合には、第 19 条の適用を受けるものと判断され、補助金の交付決定の取消し及び第 20 条で定める補助金の返還がされるべきである。

4. 意見

(1) 補助金額の固定化

滋賀朝鮮学園の人員数は毎年異なるはずであり、人員数は減少傾向にあるにもかかわらず、ここ3年間は500千円が同額で支給されている。これは、上限額の設定金額が変更されていないため、補助事業経費が変動したとしても上限額が補助金として交付されてきたことによる。

補助金額の算定方法として、上限額を定めた上で補助事業費の全額を支出するという算定方法の場合、補助金額が上限額で固定化される傾向にあり、補助事業者も大津市側も毎年、上限額が交付されるものと思い込んでしまう可能性がある。

予算が限られている以上、上限額を設定することはやむを得ないが、上限額が固定されてしまうといつの間にか、上限額が既得権化する可能性も否定できないので、実態を踏え、上限額自体を毎年度見直されたい。

(2) 補助金の公平性

滋賀朝鮮学園に対する健康診断の補助金は、交付要綱は作成されず、大津市補助金等交付規則に基づいて交付が行われている。

私立学校に対する健康診断の補助であれば、交付要綱等を定めた上で他の私立学校に対しても行うべきである。また、一般的に行うものでなく滋賀朝鮮学園に限って行うのであれば、限定した理由を明確にすべきである。

個別事案 18

補助金名称	大津市議会政務調査費交付金					
担当部局／担当課	議会事務局					
要綱等	地方自治法及び大津市議会政務調査費交付条例					
支出先	大津市議会 各会派					
補助金の経緯・目的	地方自治法及び大津市議会政務調査費交付条例に基づき、大津市議會議員の調査・研究活動の基盤を強化することを目的とする。具体的には当該会派の所属議員数に月額 70,000 円を乗じて得た額を、上半期（5月末）・下半期（9月末）の2回に分けて交付し、毎年4月30日までに前年度交付された政務調査費の収支報告書を議長に提出するとともに、その残の額を返還している。					
始期／終期	始期 平成 13 年度 終期 設定なし					
補助金額 (単位千円)	補助金額				国・県からの補助金 (平成 21 年度)	
	平成 19 年 度決算	平成 20 年 度決算	平成 21 年 度決算	平成 22 年 度予算	国庫補助 金	県補助金
	26,647	24,557	28,728	33,600	なし	なし

1. 政務調査費の概要

大津市議会政務調査費交付金は、地方自治法第 100 条第 14 項及び大津市議会政務調査費交付条例を根拠としている。

地方自治法第 100 条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

大津市議会政務調査費交付条例

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、大津市議會議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。(以下、第 10 条まで。記載省略)

2. 交付の流れ

①会派（1人会派を含む）に対し、所属議員一人当たり月額70,000円を上半期（5月末）・下半期（9月末）の2回に分けて交付する。なお、交付額は大津市特別職報酬等審議会の審議を経て市長が決定する。

②使途基準は以下のとおり。

政務調査費使途基準

項目	内容
調査管理費	会派が市政の調査研究を行うにあたり事務員（臨時の調査員を含む。）を雇用する経費又は政策形成のためのアドバイザー（会派顧問等）を置く経費
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入・リース代等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報広聴費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費又は会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費 (会派広報紙発行費・送料、ホームページ作成・維持管理料、報告書印刷費、会場費、茶菓子代等)
通信費	会派の行う調査研究活動のために必要な送付に要する費用、インターネット接続料・通話料等に要する経費
その他経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動のために必要な経費

③毎年4月末までに前年度交付された政務調査費の収支報告書を議長に提出するとともに、その残の額を返還する。

なお、大津市では、平成15年3月24日施行の大津市政務調査費取扱要領をはじめ、種々の連絡文書を議会事務局から各会派に交付しその適正運用に尽力するとともに、他の自治体で住民監査請求や訴訟になっている個人活動経費（例えば、個人使用のガソリン代・電話代の支出）への使用は一切認めていない。また、請求に応じ、領収書を含全ての書類についても公開してきており、内容・開示とともに、極めて透明性の高い運営を行っていると認められる。

さらに、平成22年9月17日付で下記内容の改正条例を決定し、不適切な支出があった会派に対して議長が是正命令を出す権利を定めるなど、より透明性の高い制度を平成23年4月1日から施行することとしている。

- ・一時流用の禁止
- ・旅費の取扱い
- ・ホームページでの公開を明記
- ・親族への支出禁止
- ・支出手続及び是正命令の明記
- ・備品購入の議長による事前承認

3. 政務調査費支出の概要

提出された収支報告書の支出項目別の推移表は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調査管理費	2,285	2,334	3,583
研究研修費	218	1,491	1,413
調査旅費	4,129	3,515	2,964
資料作成費	3,612	2,147	2,530
資料購入費	1,478	1,117	1,423
広報広聴費	13,778	12,817	15,011
通信費	571	477	709
その他経費	587	670	1,094
支出合計	26,662	24,572	28,731
預金利息	15	15	3
差引：決算計上額	26,646	24,557	28,727
(当初交付額	32,970	33,600	33,600)

また、平成 21 年度における会派別支出項目は以下のとおりである。

平成 21 年度 政務調査費集計表

(単位：千円)

科 目	調査管 理費	研究研 修費	調査 旅費	資料作 成費	資料購 入費	広報広 聴費	通信費	その 他経 費	合計
(会派名)									
湖誠会	1,901	233	1,588	432	78	3,446	103	234	8,017
市民ネット 21	-	593	-	516	60	2,905	112	243	4,731
日本共産党大 津市議会議員団	252	-	-	170	75	4,005	142	203	4,850
大津市議会公 明党議員団	-	67	689	610	257	1,746	109	209	3,689
大志会	1,429	-	600	47	61	2,207	110	83	4,540
清正会・榎	-	69	55	104	192	700	63	76	1,262
無所属の会	-	76	-	-	-	616	-	-	692
社民クラブ	-	73	31	124	80	-	69	14	391
結の会	-	-	-	524	0	-	-	29	555
支出合計	3,583	1,413	2,964	2,530	1,423	15,011	709	1,094	28,731

上記のとおり、広報広聴費が全体の過半を占めており、続いて人件費を含む調査管理費、調査旅費、資料作成費の順に多い金額となっている。

4. 他の中核市の交付状況

平成22年度 中核市の政務調査費

(単位：人、千円)

都市名	住基人口 +外国人 登録人口	現議 員数	政務調査費 月額／人	都市名	住基人口 +外国人 登録人口	現議 員数	政務調査費 月額／人
函館	283,301	36	50	大津	337,281	40	70
旭川	353,987	36	80	高槻	358,587	35	70
青森	305,643	39	90	東大阪	505,391	46	200
盛岡	292,964	42	50	姫路	544,197	49	85
秋田	324,662	42	100	尼崎	472,312	44	75
郡山	336,126	40	130	西宮	477,270	42	150
いわき	350,480	40	110	奈良	368,097	39	80
宇都宮	512,821	48	100	和歌山	383,889	40	100
前橋	344,994	43	80	倉敷	479,664	43	150
川越	340,529	39	80	福山	471,299	46	130
船橋	609,987	50	80	下関	286,395	38	50
柏	400,112	37	80	高松	425,876	51	100
横須賀	430,298	42	139	松山	516,207	45	102
富山	422,633	41	150	高知	341,119	44	80
金沢	448,936	40	180	久留米	305,483	42	50
長野	387,815	41	85	長崎	446,593	51	150
岐阜	419,847	44	180	熊本	724,315	49	200
豊橋	382,419	40	90	大分	473,463	46	100
岡崎	376,237	40	50	宮崎	402,396	56	80
豊田	422,960	47	32	鹿児島	605,510	56	150

中核市との比較では大津市の月額一人当たり 70,000 円は 40 市のうち少ない方から 7 番目であり、全中核市の月額 1 人当たり平均交付額（現議員数に交付額をかけたものの合計を現議員数で除した金額）104 千円に比しても高額ではない。

4. 監査結果

記載すべき事項はない。

5. 意見

(1) 交付金額について

大津市における政務調査費の交付額は「大津市特別職報酬等審議会」の答申を受けて月額1人当たり70,000円と決定されているが、この交付額は現行の政務調査費制度が発足した平成13年4月以降一度も変更されたことはなく、また上記審議会の議題となったこともない。

大津市議会の現状は会派に交付された金額に対する実際の支出額との対比は下記のとおりであり、毎年、返還されている。

(単位：千円、%)

	当初交付額①	支出額②	返還額①-②	執行率②/①
平成19年度	32,970	26,646	6,324	80.8
平成20年度	33,600	24,557	9,043	73.0
平成21年度	33,600	28,727	4,873	85.4

交付金額については、返還されていることから実額であり、見直しの必要なしとの見解もあるが、政務調査費は市政に関する調査研究に資するため必要な経費として交付されるもので、その金額の決定は時代背景や財政状況に応じて決定されるべきであり、変更の有無にかかわらず定期的に議論・検証されるべきであるものと考える。

(2) 備品購入について

資料作成費には備品購入代金が含まれており、資料作成費に占める比率は高い。備品は資産であり、「調査研究に資するため必要な経費」であるか否かは判断の分かれることである。現に、平成17年6月23日作成の「政務調査費による備品購入（個人使用）に対する取り扱いについて」では、個人使用備品は議員の在任期間をもってリース又はレンタルの方法によることを原則としており、資産保有に充てることは想定していない。既に購入済みの備品は、各会派での備品台帳により管理されているが、任期満了や会派構成の変更に伴う議員の異動の際には、最終的に個人に帰属することのないよう十分留意することが必要と考える。また、平成23年度より施行される備品購入の議長による事前承認に際しては、厳格な運用を実施されたい。

